

年 月 日
-------

### 積立貯金加入・変更・解約申込書

山口県市町村職員共済組合理事長 様

私は、山口県市町村職員共済組合貯金規程を承諾し、下記のとおり申込みます。

所 属 所 名	組 合 員 等 記 号	組 合 員 等 番 号
氏 名	登 録 印 鑑	

↓該当数字に○

1	加 入 (注1)	定例積立額 (毎月の給与から)	賞与積立額 (期末・勤勉手当から)		
	※ 月から積立	,000円	,000円		
2	積 立 額 変 更	定例積立額	賞与積立額		
		,000円	,000円		
3	再開 月から	※申込締切(共済組合必着。所属所での締切は所属所共済事務担当課でご確認ください。) ・1、3、4は毎月10日締切、翌月から適用。 ・2は年2回募集。6、7は随時受付。 ・5は毎月10日締切、同月末送金。受取口座は共済組合の給付金等振込口座。 解約当月の積立は不可。			
4	中断 月から				
5	解約 月末				
6	登録印鑑の変更 (注1)	1. 氏名変更による 2. 都合による 3. 紛失による	登 録 印 鑑	(旧)	(新)
7	非課税貯蓄に 関する届出 (注2)	1. 新規 2. 廃止 3. 限度額変更 4. 住所氏名の変更	新規または変更後の 非課税限度額		万円

(注1) 登録印鑑票(様式第1号の2)を添付してください。

(注2) 非課税制度の適用となる方が非課税貯蓄を希望する場合は、税務署提出用の申告書および必要書類を添付してください。  
 廃止、限度額変更、住所氏名の変更も申告書が必要となります。  
 申告書様式は共済組合へ請求してください。

## 積立貯金加入・変更・解約申込書

### 記入上の注意

- ・申込書の太枠内の項目を記入してください。控えは、必ず各自でご用意・保管ください。
- ・氏名欄右の登録印鑑欄には、積立貯金の登録印鑑を押印してください。  
加入申込時および登録印鑑変更の申込時には、新しく登録しようとする印鑑を押印してください。
- ・登録印鑑ではない印鑑を使用された場合は、手続きができません。

### 申込項目の内容

- 1. 加入** 加入の申込みをすることにより、次のことができます。
  - 定例積立・賞与積立…給与等からの天引きによる積立て。(申込月の翌月開始)
  - 臨時積立…任意の額(1万円単位)を山口銀行窓口から専用払込用紙(所属所担当課で受け取ってください。)で払込み。加入申込書を所属所担当者に提出後、すぐに積立てられます。  
※積立てたお金は解約の他、「払戻請求書」で一部払戻しできます。詳細は「払戻請求書」をご覧ください。
- 2. 積立額変更** 年2回、積立額変更募集期間(ホームページに掲載)のみ手続きできます。
- 3. 積立再開および4. 積立中断**
  - 定例・賞与積立を中断・再開できます。適用月は申込月の翌月となります。
  - 定例・賞与積立を中断している間も、臨時積立は可能です。
  - 再開時には、積立額の変更もできます。※積立中断・再開を連続する月に申込みことはできません。
- 5. 解約** 毎月10日共済組合必着、末日送金。(金融機関の休日にあたる場合は前日)
- 6. 登録印鑑の変更** 登録印鑑欄に押印してください。旧印鑑が不明な場合、旧欄は押印不要です。
- 7. 非課税貯蓄に関する届出** 身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族年金等の受給者である妻等の非課税制度の適用となる方が対象です。非課税限度額は最高350万円です。  
また、税務署への申告書類が別途必要になります。

#### 共済積立貯金をご利用になる方へ

- ・共済積立貯金は、全ての手続き(臨時積立を除く。)を所属所の共済事務担当課を通じて行います。
- ・貯金の残高は、3月末と9月末の決算時、一部払戻し時に通知します。
- ・払戻しは月2回で、月末共済組合必着→翌月15日送金 および 15日共済組合必着→月末送金となっています。手続きの詳細は「払戻請求書」をご覧ください。
- ・臨時積立を受付けたときは、翌月中旬ごろ通知します。
- ・ご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

書類請求・提出・残高等の照会： 所属所の共済事務担当課

事業内容に関するお問合せ： 山口県市町村職員共済組合 総務課 TEL083-925-6551

共済貯金事業のご案内： 共済だより または

山口県市町村職員共済組合ホームページ(<https://kyosai-yamaguchi.jp/>)